

- 八 当該土地に関し所有権その他の権利を有する者
- 三 令第七条第五号に規定する措置をとつてもなお当該土地等の権利者の全部又は一部を確知することができなかった場合においては、当該措置の対象者
- 四 当該土地等の権利者と思料される者が個人である場合においては、次に掲げる者
- イ 親族
- ロ 当該土地等の権利者と思料される者が日本の国籍を有し、かつ、外国に住所を有すると思料される場合であつて、探索を行う者が国の行政機関の長等である場合においては、在外公館の長
- 五 当該土地等の権利者と思料される者が法人である場合においては、次に掲げる者
- イ 当該法人の代表者
- ロ 当該法人が合併以外の事由により解散した法人である場合においては、清算人又は破産管財人
- ハ イ又はロに掲げる者が記録されている住民基本台帳、戸籍簿若しくは除籍簿又は戸籍の附票を備えると思料される市町村の長
- (土地等の権利者と思料される者が記録されている書類)
- 第十七条 第二条第一項の規定は、令第七条第三号の国土交通省令で定める書類について準用する。
- 2 第二条第二項の規定は、令第七条第四号の国土交通省令で定める書類について準用する。
- (土地等の権利者を特定するための措置)
- 第十八条 第三条の規定は、令第七条第五号の国土交通省令で定める措置について準用する。

(新設)

(新設)

- (裁定申請書の添付書類)
- 第十九条 法第十条第三項第五号(法第十九条第二項において準用する場合を含む。)の国土交通省令で定める書類は、次に掲げるもの(地域福利増進事業を実施する者(以下この条において「事業者」といい、法第十九条第一項の規定による裁定の申請をしようとする場合にあつては、使用権者(同項に規定する使用権者をいう。以下同じ。))以下この条において同じ。)が国又は地方公共団体である場合にあつては、第一号、第十一号及び第十二号に掲げるものを除く。)とする。
- 一 事業者の住民票の写し又はこれに代わる書類(事業者が法人である場合にあつては、当該法人の登記事項証明書)
- 二 事業を実施する区域(以下「事業区域」という。)を表示する図面
- 三 特定所有者不明土地(法第十九条第一項の規定による裁定の申請をしようとする場合にあつては、使用権設定土地(同項に規定する使用権設定土地をいう。第二十八条において同じ。))。以下この条において同じ。)の実測平面図
- 四 特定所有者不明土地の所有者の探索の過程において得られた法第十条第二項第六号に掲げる事項を明らかにする書類
- 五 特定所有者不明土地の写真
- 六 特定所有者不明土地にある物件が簡易建築物(法第二条第二項に規定する簡易建築物をいう。第三十九条第一項第五号において同じ。))である場合においては、当該簡易建築物の種類、構造及び床面積を記載した書類
- 七 事業計画を表示する図面
- 八 特定所有者不明土地にある物件の所有者の全部又は一部を確知することができない場合においては、次に掲げる書類
- イ 当該物件の所有者の全部又は一部を確知することができない事情を記載した書類
- ロ 当該物件の所有者の探索の過程において得られたイに規定する事情を明らかにする書類

(新設)